

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ／国保年金課後期高齢者医療担当(内線2662・2663)

新しい被保険者証を送付します

一斉更新に伴い、新しい被保険者証を送付しましたので、記載事項を確認してください。

一部負担金(窓口負担)の割合は、令和2年度(令和元年中)の住民税課税所得等を基に判定しています。負担割合の判定基準については【表1】のとおりです。なお、7月中に被保険者証が届かない場合はお問い合わせください。

有効期限の切れた被保険者証について

有効期限の切れた被保険者証は、国保年金課・両支所福祉グループまで返却いただくか、ご自身で断裁するなどの処分をしてください。

保険料率について

2年ごとに保険料率の見直しを行います。令和2年度の保険料率は次のとおりです。なお、年間の賦課限度額は64万円です。

○均等割額=41,700円 ○所得割額=7.96%

保険料の納付について

令和元年中の所得を基に算定した保険料の決定通知書又は納付書を送付します。納付方法は、特別徴収(年金からの天引き)と、普通徴収(納付書又は口座振替による納付)の2種類です。

◎特別徴収(年金天引き)のみの場合

10月より本徴収が開始されます。4月以降に年金天引きがされている方は、8月までが仮徴収となり、今回計算された保険料から仮徴収額を引いた金額が本徴収の金額となります。

◎普通徴収(納付書払い又は口座振替)の場合

7月31日(第1期)からの納付となります。期限内に金融機関等での納付、又は引落し口座への入金をお願いします

その他／令和元年度中に保険料の軽減や変更等により年金天引きが中止された方も、年金天引きが再開される場合があります

口座振替をお勧めします

普通徴収(納付書払い)の方は口座振替が便利です。国民健康保険税を口座振替していた方も、改めて申請が必要です。また、年金天引きの方は、申請により口座振替へ変更することができます。

手続き方法／通帳など口座番号のわかるものと通帳印を持参し、国保年金課・両支所福祉グループ。年金天引き中止の手続きは、金融機関では行えません

窓口での自己負担額の減額認定制度について

窓口負担が1割の方のうち、【表1】の低所得者I・IIの方には、申請により医療機関等受診時の自己負担額及び入院時の食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

また、窓口負担が3割の方のうち、【表1】の現役並み所得者I・IIの方には、申請により医療機関等での自己負担額が減額される「後期高齢者医療限度額適用認定書」を交付します。

受診の際は、被保険者証と一緒に提示してください。

【表1】

区分	窓口負担	令和2年度(令和元年中)の住民税課税所得	
現役並み所得者Ⅲ	3割	690万円以上	現役並み所得者であっても、同一世帯内の後期高齢者医療被保険者の収入合計額が下記【表2】の額に満たない場合は、申請により窓口負担が1割になります。
現役並み所得者Ⅱ		380万円以上	
現役並み所得者Ⅰ		145万円以上	
一般	1割	145万円未満	同一世帯の全員が住民税非課税 低所得者Ⅱの該当者で、同一世帯の全員の各所得が0円 (公的年金収入は80万円以下)
低所得者Ⅱ			
低所得者Ⅰ			

【表2】

世帯状況	基準収入額
後期高齢者医療被保険者が1人の世帯	被保険者の収入が383万円未満
後期高齢者医療被保険者が2人以上の世帯	被保険者の収入の合計が520万円未満
被保険者が1人で同じ世帯に70歳～74歳の方がいる世帯	被保険者1人の収入が383万円以上で被保険者と70歳～74歳の方の収入の合計が520万円未満



新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方へ

問い合わせ／国保年金課 保険担当(内線2652)給付担当(内線2655)
後期高齢者医療担当(内線2662・2663)

国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた被保険者へ、保険税(料)の減免や傷病手当金を支給する制度があります。詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

保険税(料)の減免

対象／世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯。世帯主の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の30%以上となる見込みの世帯
※世帯主の前年の所得が1,000万円超、もしくは減少した事業収入等以外の所得が400万円超である場合を除く

傷病手当金

対象／感染又は感染が疑われ、仕事を休むことを余儀なくされ、勤務先から給与等の全部又は一部の支払いを受けることが出来なくなった方
支給対象期間／労務不能となった日から4日目以降の勤務を予定していた日数

介護保険制度のお知らせ

問い合わせ／介護保険課介護推進担当(内線2673・2675)

「介護保険料額決定通知書」・「介護保険負担割合証」は、7月中に送付します

■ 低所得者の保険料の負担軽減率が変わります

令和元年10月の消費税率10%への引上げを受け、負担が厳しくなる低所得者(住民税非課税世帯)について、昨年から引き続き第1段階から第3段階までの低所得者の保険料負担を軽減します。

	変更前	変更後
第1段階	21,600円(月額4,800円×0.375×12)	17,300円(月額4,800円×0.3×12)
第2段階	30,300円(月額4,800円×0.525×12)	23,100円(月額4,800円×0.4×12)
第3段階	41,800円(月額4,800円×0.725×12)	40,400円(月額4,800円×0.7×12)

■ 介護保険負担限度額の認定

低所得の方が施設を利用する際、食費・居住費が軽減される「負担限度額認定」の制度があります。
※預貯金等が一定額を超える場合や、配偶者が住民税課税の場合(別居を含む)は対象外
【既に認定証をお持ちの方】有効期限は7月末です。令和2年度住民税非課税世帯に属する方には「更新のお知らせ」を送付しましたので、8月1日以降も施設を利用予定の方は、7月中に郵送で更新手続きをしてください。

■ 鴻巣市独自給付 介護保険サービス利用者負担額助成金事業

対象／在宅で介護保険を利用されている65歳以上で、次のすべてに該当する方(生活保護受給者は対象外)
○介護保険料の所得段階が第1～3段階(住民税非課税世帯) ○介護保険料に未納がないこと
内容／居宅(介護予防)サービス、総合事業サービス
助成額／利用者負担の2分の1(高額介護予防サービス費の支給を受けている場合は、支給後の2分の1)
その他／現在受給されている方は申請不要

